

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第173号

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則

京都市教育扶助資金給付規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「9,500円」を「12,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)